皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月一日中華人民共和国の国祭日につき、九月三十日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月一日キプロス国の独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 21 年 10 月２日

関東地方整備局長　菊川　　滋

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	20号	日野市多摩平７丁目10番11地内の上り線
一般国道	20号	日野市多摩平７丁目10番11から同市多摩平３丁目31番８までの上下線

国家試験

第５回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第５回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成 21 年 10 月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

1　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県

2　試験日　平成21年12月12日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347 東京都中央区日本橋本石町３―２―12　社会保険労務士会館５階　電話　03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間及び申込受付時間

ア　申込受付期間　平成21年10月５日（月）から10月19日（月）まで。

イ　申込受付時間　午前９時30分から午後５時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成21年10月19日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成22年３月30日（火）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、受験希望者は申し出ること。

⑶　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、90円（速達の場合は360円分）切手をはったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5㎝×12㎝：長型３号）を必ず同封すること。

地方自治事項

横浜市

選挙

八月三十日市長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

林　　文子（無所属）（女）

公告

諸事項

公示送達

旧　山形市城西町４―12―23丸福荘５号

新　所在不明

審査請求人　竹田　　洋

上記の者に送達すべき平成17年３月17日付け審査請求書に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館1514号室内で保管されており、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当審査庁に連絡の上、受領されたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書及び第３項の規定により、公示する。

平成 21 年 10 月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日

本件審査請求は、これを棄却する。

裁決年月日　平成21年４月22日

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成21年９月９日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成 21 年 10 月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

団体の名称　千葉県社会保険労務士会

住所　千葉県千葉市中央区富士見二丁目７番５号　富士見ハイネスビル７階

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第７１３３２号

東京都杉並区松庵１丁目２番29号

申立人　宮嶋　英世

本籍広島県廿日市市廿日市302番地、最後の住所東京都豊島区南長崎２丁目17番12―307号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日平成21年２月26日、出生の場所広島県安芸郡海田市町2191番地、出生年月日大正10年７月29日、職業無職

被相続人　亡　秋元むつみ

催告期間満了日　平成22年４月30日

東京家庭裁判所

平成２１年（家）第３００８０号

茨城県那珂市菅谷2414番地２

申立人　大内　健次

本籍茨城県東茨城郡城里町大字下古内466番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県東茨城郡城里町、死亡年月日平成19年９月19日、出生の場所茨城県西茨城郡七会村、出生年月日昭和43年12月27日、職業無職

被相続人　亡　平山　一郎

催告期間満了日　平成22年４月10日

水戸家庭裁判所

平成２１年（家）第７１３６４号

東京都杉並区善福寺２丁目21番１号

申立人　松田　政行

本籍東京都新宿区北新宿３丁目616番地２、最後の住所東京都新宿区北新宿２丁目９番３号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成21年１月２日、出生の場所東京市四谷区四谷左門町66番地、出生年月日明治41年４月６日、職業無職

被相続人　亡　渡邉　愛子

催告期間満了日　平成22年４月30日

東京家庭裁判所